

調査研究（研修）視察報告書

報告者：田口正夫

視 察 日	平成28年2月1日（月）
視 察 内 容	札幌市：資生館小学校について
視 察 者	田口 正夫

（１） 施設全般の概況

市内中心部の児童数減少進行による、4つの小学校の統合が検討されたのを機会に、「札幌市子育て支援計画」の理念を具体化する施策の一つとして平成16年4月に開設した。都心部における子ども関連の複合施設であり、当時は全国初の施設であった。

小学校、保育所、子育て支援総合センター、ミニ児童館の4種の複合施設であり、館内には各施設の交流が行えるよう共用のロビーを設け、各施設の代表者による運営協議会を設けるなど、複合施設のメリットを最大限に活かした運営が行われている。

（２） 都心部子ども関連複合施設（各施設の概況）

資生館小学校教育委員会 管理運営：教育委員会

開設時の担当課：教育委員会総務部配置計画担当課

創成小学校、大通小学校、豊水小学校、曙小学校の4校を統合して開校。

児童数約600人。校名は、児童、保護者、校区住民から公募し、応募作品の中からPTA、地元住民、学校関係者等による校名検討委員会で選定。なお「資生館」は、明治4年に開拓使が設置した札幌ではじめての学校。

また、都心部の交通事情から児童の安全に配慮して、登下校時にスクールバスを運行。

しせいかん保育園 管理運営：社会福祉法人 救世軍社会事業団

開設時の担当課：保健福祉局児童家庭部児童企画課

0歳児から就学前までの子どもを対象とした総定員が120名の保育所で、市内3か所目となる夜間保育を実施。保育時間は、延長保育を含めると、一般保育が午前7時から午後7時まで（午後6時から7時までが延長保育）、夜間保育が午前8時から午後10時まで（午前8時から10時までが延長保育）。

札幌市子育て支援総合センター 管理運営：子ども未来局子育て支援部

開設時の担当課：保健福祉局児童家庭部子育て支援担当課

就学前の子どもとその保護者を対象とした施設で、行う業務は次のとおり。

- ① 親子の活動、利用者同士の交流の場の提供
- ② 各種相談対応
- ③ 子育て情報の収集及び情報誌の発行やインターネットを通じた情報発信
- ④ 各種研修、講習会の開催

資生館小ミニ児童会館 管理運営：財団法人 札幌市青少年女性活動協会

担当課：保健福祉局児童家庭部少年活動課

校区内に住む小学生を対象に放課後から午後6時（土曜日と夏休みなど平日の学校休業日は午前8時45分から午後6時）まで開館（日祝年末年始休み）し、児童は、授業終了後、帰宅せずに利用できる。

館内では、子どもの自主的な遊びや各種行事を実施。なお、子どもたちが楽しく遊べるよう指導員を配置している。また、このミニ児童会館では、就労などにより保護者が留守となるご家庭の子どものために、児童クラブも開設している。

(3) 施設の特徴

1 交流を促進するためのスペース

1階に共用ロビーを設け、通学時や通園時の子どもたちの自然な交流を促す。
また、2階の交流スペースや5階のランチルームなどを利用し、児童と園児の交流も行っている。

2 広い学習空間の確保

個別学習、グループ学習、合同学習など多様な学習形態に対応できるよう、普通教室はワークスペース併設のオープン教室。また、3階北側は吹き抜けにしており、2階部分にも十分自然光が入っている。

3 地域への開放と安全確保

地域住民や保護者ができるだけ利用できる施設を目指し、学校開放事業において比較的利用頻度の高い特別教室を2階部分に配置。また、4小学校の思い出などを展示するメモリアルホールが地階に設置。

利用者の安全確保のため、日中の通用口は原則として東側の1カ所に限り、不審者が侵入しないよう警備員を常時配置。

4 環境に配慮した施設づくり

- ・天然芝のグラウンド
- ・太陽光発電パネルの設置
- ・その他

普通教室はすべて南側に配置し、大きな上窓からの採光と梁を教室部分に出さずに平らな天井にすることにより十分な自然光が得られるようにしている。

自然換気その他、機械換気設備を設置し良好な室内環境を維持している。

5 各施設の連携のための取り組み

各施設間の交流や施設の有効利用を図ることにより複合施設のメリットを最大限に発揮できるよう各施設の代表者による運営協議会を設けて、円滑な運営に努めている。



【感想・岡崎市への反映】

- ・「縦割り行政」は役所側の都合であり、市民の立場に立った行政運営が必要である。
本施設は、教育委員会と保健福祉局の所管施設による複合施設であり、部局の壁を超えた施設であることに大きな意義がある。補助金の関係や施設の維持管理費など、今の行政の枠組みの中ではクリアすべき課題は多いと思うが、複合施設としての成功例として参考にすべきと感じた。
- ・メリットとして、0才～12才の保護者交流により子育ての見通しが見える、就学前児が小学校入学への不安が少ない（小学校生活を間近で見て、児童との接点もあるため）、4施設合同の行事ができて、子ども・施設職員・保護者の交流ができる、災害への対応がとりやすい、市財政負担の軽減などがあり、非常に多くのメリットがあると感じた。

調査研究（研修）視察報告書

報告者：田口正夫

視 察 日	平成28年2月2日（火）
視 察 内 容	砂川市：交通安全・防犯の取り組みについて
視 察 者	田口 正夫

（１） 砂川市における取り組みの概況

砂川市の交通安全運動は、市内の関係 29 団体で構成する「砂川市交通安全推進委員会」が行っている。各期の運動週間に「旗の波運動」「パトライト街頭啓発」を実施するとともに、「新入学児童の交通安全教室」「独居老人家庭の訪問指導」等の取り組みも行っている。

防犯活動は、市内 63 町内会が加入する防犯協会が主体となり活動している。「まちづくり出前講座」「一人暮らし高齢者訪問」「ほくとくん防犯メール」といった事業も展開している。

防犯灯は、地域の町内会等が設置・維持管理しており、市が「防犯灯補助規則」により、設置の場合は費用の 50%、維持費（電気料金）を 80%を補助している。現在、LED 化を進めている。

平成 27 年 6 月 6 日に飲酒運転等を原因とする危険で無謀な運転により、5 名が死傷する悲惨な交通事故が発生し、全国的にも大きな衝撃を与えた。全市が一体となって飲酒運転の撲滅に取り組んでいくため「飲酒運転撲滅に関する条例」を、平成 27 年 12 月 7 日、議員提案で制定した。

さらに、その交通事故の一因である飲酒運転や車上狙いなどの犯罪抑止のため防犯カメラを設置することとした。「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」も同日可決し、市中心部に 4 台のカメラを設置した。（設置費用 121 万円）

（２）「飲酒運転撲滅に関する条例」

砂川市議会は事故直後の 6 月議会において「飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議」を全会一致で可決した。しかし 7 月 23 日に議員が酒気帯び運転で逮捕されるという、あってはならない極めて遺憾な不祥事が起こってしまった。全市をあげて飲酒運転撲滅に取り組んでいる中、このように市民を裏切り、砂川市のイメージを大きく傷つけたことを深く反省してそれを教訓とし、市民の安全安心を守り、失われた信用を回復させるために「飲酒運転撲滅に関する条例」を、議会の責務として提案した。

条例のポイント

- ・ 議員や市長などの責務（第 4・5 条）
飲酒運転の撲滅に率先して取り組む。
議員は飲酒運転の疑惑を持たれた場合、疑惑を解明し責任を明らかにする。
- ・ 市民の役割（第 6 条）
飲酒運転は絶対にしない。
飲酒運転やその疑いのある者を発見した場合、運転の制止や警察への通報に努める。
- ・ 事業者の役割（第 7 条）
自動車等の運行に当たり、酒気を帯びていないことを確認するよう努める。
従業員等に対し、飲酒運転撲滅のための教育、指導を行うよう努める。
- ・ 酒類等提供事業者等の役割（第 8 条）
飲食店や酒類販売店は、来店者が飲酒運転をするおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけや警察への通報に努める。
店内の見やすい場所に、飲酒運転防止のポスター等を掲示するよう努める。
- ・ 駐車場所所有者等の役割（第 9 条）
利用者の見やすい場所に、飲酒運転防止のポスター等を掲示するよう努める。
- ・ 6 月 6 日＜事故発生日＞は「飲酒運転撲滅の日」（第 13 条）
市は飲酒運転撲滅の取り組みを行う。

(3) 「砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」

防犯カメラは、犯罪抑止力の向上が期待される一方で、その画像には個人情報を含む。このため、市が公共の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることで、個人の権利利益を保護するとともに、犯罪に対する抑止力の向上を図るため条例を制定した。

条例のポイント

・基本原則

市民等がその容貌若しくは姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置、運用、画像データの取扱いに関し適正な措置を講ずる。

・管理責任者の設置及び操作担当者

防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者を置く。

管理責任者は、必要があると判断するときは、防犯カメラの操作及び画像データの取扱いを行う操作担当者を指定することができる。この場合、操作担当者以外の者によって防犯カメラの操作及び画像データの取扱いをさせてはならない。

・防犯カメラの設置基準

(1) 犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進に資するものであること。

(2) 撮影対象区域は、市内における犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進のために必要最小限の範囲とすること。

(3) 公共の場所であること。

(4) 防犯カメラが設置されている旨、管理責任者の名称及び連絡先を防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

※今回設置した防犯カメラについて

カメラ4台 121万円 夜間でも30m先まで撮影可能

商店街が設置したアーケードと街路灯に設置。事前に所有者等の同意を得たうえで、飲食店が密集する市道と夜間駐車が多い場所。個人の住宅の玄関、住宅内が撮影されないよう配慮。



【感想・岡崎市への反映】

- ・本市でも平成28年1月に既に3件もの交通死亡事故は発生している。事故をなくすことは全ての市民の願いであり、議会としてできることを考えていくべきである。事故防止には「特効薬」はなく、あらゆる機会における粘り強い働きかけ・意識づけが必要である。
- ・防犯カメラについては、導入当初はプライバシーの問題等により否定的な声も聞かれたが、犯罪抑止効果や犯罪発生時の犯人特定につながる事例を聞くにつれ、是非とも推進していく必要があると強く感じた。
- ・防犯については啓発活動が中心となるが、特に地域の協力が不可欠であり、地域の方による声かけ、見守りなどを、こちらも地道に粘り強く進めていくべきと感じた。

調査研究（研修）視察報告書

報告者：田口正夫

視 察 日	平成28年2月3日（水）
視 察 内 容	滝川市：公共施設マネジメントの取り組みについて
視 察 者	田口 正夫

（1）方針策定の背景と目的

日本では1960年頃から、高度経済成長や人口増加にあわせて多くの公共インフラが整備されてきたが、我が国より早く整備を行った諸外国ではすでにインフラの老朽化に伴う重大な事故が発生している。最近では日本においても、各地でインフラの老朽化に伴う事故が発生し始めているなど、公共インフラの老朽化対策については早急に着手しなければならない大きな課題となっている。

しかしながら、これらのインフラの建設費用については、国や都道府県の補助により整備を進めているが、日常のメンテナンスや修繕といった費用については、現在の厳しい経済情勢や人口減少の中では十分に確保されているとは言い難く、今後はこれら全てのインフラを維持・更新することは困難となってきたのが実情である。

滝川市では、橋梁などのインフラに関する長寿命化計画を策定し、対策を進めてきてきたが、これに加えて平成24年4月からストックマネジメント推進室を設置し、今後、老朽化に伴う大きな財政投資が必要とされる公共施設のあり方についても検討を開始し、同年11月に、今後の公共施設に関する考え方をまとめた「滝川市公共施設マネジメント方針」を策定した。

本計画はこの方針に基づき、今後も人口減少や少子高齢化が進んでいく中で、持続可能な公共施設運営を行っていくために、施設の必要とされる機能は維持しつつ、施設の複合化や集約化を進めることを基本とし、官民連携を進めることで、将来の公共施設を「質」「量」「コスト」の面から最適な形で維持管理を行っていくことを目的に策定した。

（2）策定までの経緯

平成25年5月	「滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議」立ち上げ
平成25年11月	市民会議での意見をもとに計画案を作成
平成25年12月	計画案に対するパブリックコメントを実施
平成26年1月	パブリックコメントにより受けたご意見を精査し計画に反映
平成26年2月	意見への回答や市の考え方を公開し、計画を成案とした

本計画は10年後を目標とした分野別及び地域別の公共施設のあり方を定めるものであり、個別施設の施策については、計画内のスケジュールに沿って別に実行計画を策定する。

ただし、社会経済状況の大きな変動や上位・関連計画などの海底に対して柔軟に対応するため、5年後をめどに施策の進捗状況等を検証し、次期10年間を見据えながら適宜適切に計画及び施策の見直しを行っていく。

（3）マネジメント方針の概要

滝川市における公共施設の現状から、今後、公共施設の「選択と集中」を進めていかなければならず、このことは、公共施設までの距離が遠くなるなどの多少の利便性は低下することとなるが、全ての施設を維持することによる将来世代が負うかもしれない負担を考えれば、現役世代が積極的に取り組むべき課題である。

よって、持続可能で新たな需要に応える公共施設のあり方を目指し、次のとおり「滝川市公共施設マネジメント方針」を設定した。

- 方針1 公共施設の複合化・集約化を進め、必要な機能を維持しつつ、今後10年程度を集中取り組み期間として公共施設を可能な限り削減する
- 方針2 新たに公共施設を取得する際は、公共施設の複合化・集約化を行うことを基本とし、新たに取得する公共施設の床面積を超える規模の既存公共施設の床面積を削減する
- 方針3 今後も維持しつづける公共施設については、省エネルギー化を含む、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を進めるとともに、施設のライフサイクルコストを念頭においた歳入の確保策に努めることとする
- 方針4 公共施設の維持・管理及び運営については、PPP（官民連携）を基本とした、効率的で経済的な維持管理を行うこととする
- 方針5 削減の対象となった公共施設は、積極的に売却・賃貸・譲渡を進め、これにより得られる財源は、残存する公共施設の維持管理経費等に充てる
- 方針6 広域的な利用が可能な施設は、広域による運営を検討する

実績（検討中も含む）

- ・滝川市総合福祉センターの廃止
 施設にかかる経費：年間2,500万円 施設使用料：年間1,020万円
 年間稼働率：10.78% 耐震化工事、ボイラー更新工事等が必要な状況
 → 他の施設で代替機能を果たすことが可能
 25年2月に廃止提案、26年3月施設廃止、27年3月解体
- ・市立西小学校と地域コミュニティセンターの複合化
 泉地区福祉会館、扇町地区コミュニティセンター、西地区コミュニティセンターを西小学校コミュニティセンターに統合
 現在、市民会議（委員24人）において検討中
 住民自治の「芽」が出てきて、ポジティブな議論
- ・福祉3施設の複合化
 中央老人福祉センター、三世代交流センター、身体障害者福祉センター
- ・社会福祉施設群の民間譲渡
 譲渡施設：老人ホーム、老人保健施設、デイサービスセンター、保育所
 貸与施設：保育所



【感想・岡崎市への反映】

- ・現在の財政状況、人口減少状況から見て、公共施設マネジメントは避けることのできない問題であり、その実現には明確な方針が必要である。「これを政策として打ち出さなければ、まちが衰退する」との担当者の言葉が重く響いた。
 数ある施設を単なる廃止や譲渡、統廃合するだけでなく、民間の活用や統合による相乗効果も上乗せできる点に魅力を感じた。
 施設の統廃合を市民会議で検討する中で、住民自治の「芽」が出て来たとの話があった。この政策は、市民活動のあり方を追求していくものであり、本市においてもそういった視点での施策展開が必要と感じた。

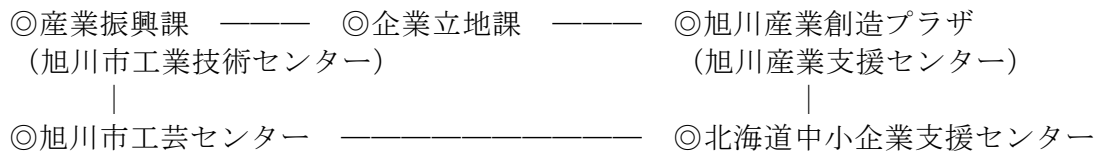
調査研究（研修）視察報告書

報告者：田口正夫

視 察 日	平成28年2月4日（木）
視 察 内 容	旭川市：ものづくり支援の取り組みについて
視 察 者	田口 正夫

（１） ものづくり産業振興の支援体制

ものづくり総合支援センター（産業振興課、工芸センター、工業技術センター、産業創造プラザなど）の機能を活かし、川上から川下までの支援について各機関が連携して実施。



（２） 産業振興の柱

◎地元企業への継続支援

- ・業界支援（イベント、共同事業など）
- ・企業支援（相談、マッチングなど）
- ・補助金制度の創設・管理・執行
- ・旭川の製品や技術の PR
→ 売上、利益の拡大 事業拡大に伴う雇用者の増

◎新たな企業の誘致

- ・セミナー等を通じて立地環境を PR
- ・立地適地の紹介
- ・優遇制度の創設、管理、執行
- ・立地企業への様々なフォロー
→ 新たな売上の創出 新たな雇用者の創出

⇒ 持続的な地域経済活動

（３） ものづくり産業の現状と課題

- ・製品開発力、新分野進出・創業の推進
課題…市場ニーズに基づいた製品開発力、デザイン・質の向上
新たな市場開拓に向けた新分野への進出、創業の推進
- ・国内外への積極的な販路拡大
課題…販売促進活動能力の向上
既存市場縮小に伴う新規市場進出の必要性
- ・次代を担う人のお手伝い
課題…熟練技術者の減少、高齢化
優秀な技術者を育てるための「場」の創出
- ・産地としての情報発信力の強化とブランドの創出
課題…市民の地産地消意識及び地元製品の認知度の向上
市外へと向けた「産地」としての情報発信の強化の必要性

(4) 施策の考え方・方向性

- ・新製品開発及び新分野への進出
「新製品等開発・研究促進補助金」
- ・販路の拡大
「あさひかわ産品プロモーション戦略補助金」
- ・情報発信の強化
市内外を対象。地域のものづくり産業の PR イベント開催を支援

産業振興課の 27 年度の展開施策

- ・ものづくり応援・総合人材育成費
- ・新製品開発・販路拡大支援費
- ・ビジネスプランコンテスト事業費
- ・新ビジネス創出
- ・技能のまちづくり推進費
- ・あさひかわ健康食づくり推進費
- ・旭川地酒普及促進支援費
- ・あさひかわ菓子まつり 2015 開催補助金 等



【感想・岡崎市への反映】

- ・産業振興の柱は、「地元企業への継続支援」と「新たな企業の誘致」とのこと。それぞれの「柱」において、多岐にわたる数多くの事業展開を行っていた。中でも、「あさひかわ産品プロモーション戦略補助金」では、優れた製品や技術を持つ中小企業を支援するものであり、幅広く展開されていた。小規模事業者における補助は上限 20 万円ではあるが、多くの地元密着企業が幅広く含まれていた。
- ・食品関連、木工関連、機械・金属関連の企業が比較的多く、それぞれの強みを生かした施策展開が行われており、本市においても良く似た状況にあり参考になると感じた。
- ・産業振興というと、どうしても市外へ目が向きがちであるが、市民に地域のものづくりを知ってもらうことで地産地消につなげる親子を対象にしたイベントなどは、是非本市でも実施すべきである。